

株 主 各 位

東京都武蔵野市中町一丁目14番5号
株式会社 松屋フーズ
代表取締役社長 瓦 葺 一 利

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示していただき、平成30年6月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 B1階 宴会場「桃山」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第43期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第43期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 吸収分割契約承認の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎当日の受付開始は午前9時を予定しております。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。
- ◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.matsuyafoods.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.matsuyafoods.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や個人消費に一部持ち直しの動きが見られ、景気は緩やかな回復基調が続いています。外食業界におきましては、食材価格や人件費の上昇、為替の変動等により経営環境は一層厳しさを増しております。

このような環境の中で、当社グループは以下のような諸施策を推進し、業容の拡大と充実に積極的に取り組んでまいりました。

新規出店につきましては、第二の主力業態であるとんかつ業態を中心に
出店し、とんかつ業態31店舗、牛めし業態16店舗、その他業態7店舗（国内4店舗、海外3店舗）の合計54店舗を出店いたしました。一方で、直営の牛めし業態6店舗、その他業態1店舗につきましては撤退いたしました。したがって、当連結会計年度末の店舗数はFC店を含め、1,127店舗（うちFC6店舗、海外10店舗）となりました。この業態別内訳としては、牛めし業態953店舗、とんかつ業態148店舗、鮭業態6店舗、その他の業態20店舗となっております。

新規出店を除く設備投資につきましては、25店舗の改装（全面改装9店舗、一部改装16店舗）を実施した他、工場生産設備などに投資を行ってまいりました。

商品販売及び販売促進策につきましては、『カルビ焼肉定食、キムカル井増量キャンペーン』、大創業祭として『プレミアム牛めし50円引きキャンペーン』『カルビ焼肉定食500円キャンペーン』、物販販売として『黒胡椒焙煎七味』『牛めし味ふりかけ』、事前メニューQRコード発行システムとして『松券セレクト』等を実施いたしました。また、新商品として「豚バラにんにく味噌定食」「選べる4種のチーズハンバーグ定食」「鶏の甘辛味噌定食」「ごろごろ煮込みチキンカレー」「厚切りポークソテー定食」

「山形だしとろろプレミアム（小）牛皿セット」「うまトマハンバーグ定食」「肉野菜の鉄板焼き定食」「粗挽き肉と茄子の麻婆カレー定食」「鶏のバター醤油炒め定食」「旨辛豚カルビ定食」「テリヤキ月見ハンバーグ定食」「北欧風シチューハンバーグ定食」「鶏ささみステーキ定食」「新ビビン丼」「チーズタッカルビ定食」「ガリたま牛めし」「ロールキャベツ定食」「ふわとろ豚と温野菜定食」「厚切りポークステーキ定食」、健康志向メニューとして「定食のライスを湯豆腐に変更可能なサービス」「定食のライスをおろし豆腐に変更可能なサービス」等を導入いたしました。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度の連結ベースの業績は次のとおりとなりました。

まず、売上高につきましては、既存店売上が前期比100.2%と前年を上回ったことに加え、前年度以降の新規出店等による売上増加分が寄与したこと等により、前期比4.5%増の930億6百万円となりました。

売上原価につきましては、食材の仕入単価変動等により、原価率が前期の31.7%から32.6%に上昇いたしました。

販売費及び一般管理費につきましては、売上高に対する比率が前期の62.9%から63.0%となりました。この要因は、アルバイト・パートの平均時給の増加等により、人件費の売上高に占める割合が前期の34.9%から35.0%と上昇したことによるものであります。なお、当社において重視すべき指標と認識しているF Lコスト（売上原価と人件費の合計。FOODとLABORに係るコスト）の売上高比は、前期の66.6%から67.6%へと上昇いたしました。

以上の結果、営業利益は前期比14.7%減の41億19百万円、経常利益は前期比13.6%減の43億75百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比16.1%減の23億80百万円となりました。

② 資金調達の状況

当連結会計年度中において、グループの所要資金として、金融機関からの借入により約45億円を調達しております。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資関連の総額（敷金、保証金含む）は、約41億円であり、その主なものは次のとおりであります。

なお、上記金額には、次の費用性資産への投資額が含まれております。

イ. 新規店舗開設時の少額厨房機器等 236,482千円

ロ. 店舗リニューアル時の少額厨房機器等 125,220千円

設 備 の 内 容	投 資 金 額
新 規 店 舗 開 設	2,893,076千円
既 存 店 舗 リ ニ ュ ー ア ル 等	798,811
生 産 物 流 設 備	339,193
そ の 他 設 備	154,742

(注) 当連結会計年度の設備資金は自己資金及び金融機関からの借入金によって充ちいたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第40期 (平成27年3月期)	第41期 (平成28年3月期)	第42期 (平成29年3月期)	第43期 (当連結会計年度 (平成30年3月期))
売 上 高 (千円)	81,104,053	83,947,941	89,039,270	93,006,081
経 常 利 益 (千円)	2,194,103	3,771,043	5,063,450	4,375,225
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	645,926	1,619,371	2,836,890	2,380,852
1株当たり当期純利益	33円89銭	84円98銭	148円86銭	124円94銭
総 資 産 (千円)	56,790,255	56,979,634	57,146,350	58,308,760
純 資 産 (千円)	33,685,925	34,841,560	37,172,987	39,078,966
1株当たり純資産額	1,767円64銭	1,828円29銭	1,950円65銭	2,050円68銭

(3) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
		%	
株式会社エム・ティ・ティ	90,000千円	100	厨房機器の総合メンテナンス及び建設施工 監理、給排水工事
株式会社エム・エル・エス	90,000千円	100	クリーニング事業及び衛生用品 (洗剤)の販売業務
株式会社松屋ファーム	1,000千円	100	農業及び農業の代行・受託
青島松屋商貿有限公司	2,896千元	100	中華人民共和国における地場企業 に対する技術指導、各種業務受託
上海松屋餐飲管理有限公司	37,185千元	100	中華人民共和国における飲食店舗 の運営
台灣松屋餐飲股份有限公司	40,000千台湾ドル	100	台湾における飲食店舗の運営
Matsuya Foods USA, Inc.	17,000千米ドル	100	米国における持ち株会社としての マネジメント業務等
Matsuya International, Inc.	1,000千米ドル	100(100)	米国における食材の仕入・加工・販売
Matsuya New York, Inc.	154千米ドル	100(100)	米国における飲食店舗の運営

- (注) 1. 議決権比率の欄の()内は、連結子会社である「Matsuya Foods USA, Inc.」による
間接所有割合であり、内数表示してあります。
2. 「Matsuya International, Inc.」は、全業務を「Matsuya New York, Inc.」へ移管して
おります。
3. 平成30年1月25日付で台湾における飲食店舗の運営を目的として、台灣松屋餐飲股份
有限公司を設立しております。

(4) 対処すべき課題

現在、外食業界各社は消費環境の変化や業態の壁を超えた競争の激化等によって、企業淘汰の時代に入っております。また、消費者の食の安全・安心への視線もより厳しいものとなっております。

しかし、当社では、このような環境を「企業規模拡大と質の充実の機会」と捉え、効率的な経営体制と内部統制制度を整備し、顧客指向を一層進めて、企業価値向上を目指してまいります。

対処すべき課題として次のとおりと考えております。

① 店舗における競争力強化

当社は顧客第一主義を掲げる観点から、顧客と実際に接する店舗について、以下の取り組みを推進して競合他社に対する優位性を確立してまいります。

イ. 売上高増加・入客数拡大戦略推進

おいしさと品質を追求し、顧客ニーズを満たした新商品の投入と既存商品のブラッシュアップ及び価格の見直し等に取り組んでまいります。そして、Q S C（Quality商品の品質、Serviceサービス、Cleanliness清潔さ）の向上、計画的な販売促進・広告宣伝の実施、また、成長戦略として好立地への新規出店を進め、さらに、店舗等の改装・修繕等のリニューアルを行い、なお一層の入客数の拡大を図ってまいります。

ロ. 生産性向上

店舗内の作業見直しや、オペレーション省力化のための機械化投資やシステムの整備等によって、効率化を推し進め、生産性を高めてまいります。

② 業態の開発

当社事業の柱となっている牛めし・カレー・定食・その他丼業態「松屋」、とんかつ業態「松のや」のさらなる磨きこみを図るとともに、次の業態の柱として確立すべく、新業態の開発にも積極的に取り組んでまいります。

③ 人材育成

すべての従業員が高品質なサービスを提供し、C S（顧客満足）を実現できる人材となれるよう、教育プログラムを推進しております。基本であるQ S Cの追求はもちろん、社員及びパート・アルバイト一人ひとりのスキルアップこそが企業のさらなる発展に繋がるとの考えから、従業員教育をより一層強化し、企業理念である、“みんなの食卓でありたい”を実現してまいります。

また、グローバル化にともなう人材育成も合わせて推進してまいります。

さらに、持続的な成長を支える人材を育成すべく採用活動及び研修活動を強化するとともに、E S向上を目的とした各諸施策の充実を図る等、人材確保にも努めてまいります。

④ 食材調達・生産体制の強化、原価率の適正化

食材の安定的な調達と仕入単価低減のため、仕入先・仕入地域の多様化・分散化と最適化に取り組んでまいります。また、工場における生産設備の稼働率向上による、生産能力の増強と効率化を図ってまいります。さらに、メニュー開発とその販売構成比増加、食材ロス削減、在庫水準のコントロール等を推進して、原価率の適正化を図ってまいります。

⑤ 経費適正化の推進

少子高齢化を背景とする人手不足等から今後益々人件費上昇が見込まれる中で当社は、ITの活用、省力化・機械化等の推進、社員とパート・アルバイトの比率のコントロール等により店舗・工場共に人件費適正化に取り組んでまいります。また、店舗の建設コスト削減、各種節電対策による電気料金上昇の抑制、物流の効率化等を推進し、販売費及び一般管理費等の適正化を進めてまいります。さらに、業務の改善改革についての提案を奨励する「MKK（松屋改善改革）提案制度」等の名称を付けた取り組みを継続して推進し、全社的な経費適正化を図ってまいります。

⑥ CSR（企業の社会的責任）重視の経営

内部統制体制を充実させ、コンプライアンスの遵守とリスクマネジメントの強化、情報及び財務諸表の適正な開示等に努めてまいります。

また、環境対応として、当社店舗、工場等で排出された廃棄物の再利用に取り組み、リサイクル率の向上を目指してまいります。

さらに、食品安全マネジメントシステムの1つで、国際的な規格であるFSSC22000の取得に向けた取り組みを推進してまいります。運用の徹底と継続的改善に努め、品質検査体制の強化を図り、食の「安全・安心」を追求してまいります。トレーサビリティへの取り組みや原産地表示への対応につきましても継続して進め、これら取り組みを着実に進めることにより、企業の社会的責任を果たしてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

- ① 飲食店業（牛めし定食事業・とんかつ事業・鮎事業等）
- ② 農畜水産物等、食品原材料の販売及び輸出入
- ③ 農畜水産物を原料とする加工調理食品の製造、販売及び輸出入
- ④ フランチャイズ形態による飲食店業の技術及び経営指導
- ⑤ 不動産賃貸及び管理
- ⑥ 厨房設備、空調設備、事務用機器、自動販売機及び飲食店用什器・備品の賃貸、売買及び輸出入（古物も含む）
- ⑦ 酒類・煙草・米穀類及び日用品雑貨の販売
- ⑧ 損害保険代理業
- ⑨ 建築物の設計、販売及び工事監理並びに土木、建築及び造園工事の施工請負業
- ⑩ 店舗建設にかかわる建築資材の輸入販売
- ⑪ 産業廃棄物・一般廃棄物の処理業及び収集運搬業
- ⑫ 前各号に付帯する一切の事業

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社	東京都武蔵野市中町一丁目14番地5								
嵐山工場	埼玉県比企郡嵐山町花見台4番地3								
川島生産物流センター	埼玉県比企郡川島町かわじま1丁目10番地								
富士山工場	静岡県富士宮市大字北山字峯4242番地4								
店舗	直営店舗 1,111店	首都圏計 676店	東京都 393店	神奈川県 116店	千葉県 65店	埼玉県 102店	—	—	
		関西圏計 197店	大阪府 116店	京都府 19店	兵庫県 45店	滋賀県 4店	奈良県 7店	和歌山県 6店	
		東海・北陸圏計 88店	愛知県 48店	岐阜県 6店	三重県 6店	静岡県 16店	富山県 5店	石川県 5店	
			福井県 2店	—	—	—	—	—	
		北関東・甲信越圏計 57店	群馬県 10店	栃木県 5店	茨城県 13店	新潟県 9店	長野県 12店	山梨県 8店	
		北海道・東北圏計 39店	北海道 14店	宮城県 12店	福島県 7店	岩手県 3店	山形県 3店	—	
			中国・四国・九州圏計 54店	岡山県 6店	広島県 10店	山口県 5店	香川県 2店	徳島県 4店	愛媛県 4店
		福岡県 22店		熊本県 1店	—	—	—	—	
		F C店舗 6店	首都圏計 4店	東京都 3店	神奈川県 1店	—	—	—	—
			関西圏計 2店	兵庫県 2店	—	—	—	—	—

② 子会社の主要な事業所

株式会社エム・テイ・テイ	東京都練馬区関町北三丁目1番地10
株式会社エム・エル・エス	埼玉県東松山市新郷83番地1
株式会社松屋ファーム	静岡県富士宮市大字北山字峯4242番地4
青島松屋商貿有限公司	中華人民共和国
上海松屋餐飲管理有限公司	中華人民共和国
台灣松屋餐飲股份有限公司	台灣
Matsuya Foods USA, Inc.	アメリカ合衆国
Matsuya International, Inc.	アメリカ合衆国
Matsuya New York, Inc.	アメリカ合衆国

(7) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類	従業員数	前連結会計年度末比増減 (△は減少)
国内飲食事業	1,374 (8,161) 名	87 (83) 名
その他事業	136 (114)	23 (△3)
合計	1,510 (8,275)	110 (80)

- (注) 1. 従業員数は社員であり、パートタイマー（1日8時間換算による月平均人数）は、（ ）外数で記載しております。
2. その他事業の従業員数のうち、17名は「株式会社松屋フーズ」からの受入出向者であります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減 (△は減少)	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,236名	72名	37.2歳	10.0年
女性	138	15	31.8	6.8
合計または平均	1,374	87	36.7	9.7

- (注) 1. 上記の他にパートタイマー8,161名（1日8時間換算による月平均人数）を雇用しております。
2. 上記、従業員数には嘱託17名を含んでおります。
3. 上記、従業員数には子会社、株式会社エム・テイ・テイへの出向社員10名、株式会社エム・エル・エスへの出向社員6名、Matsuya Foods USA, Inc. への出向社員1名、台湾松屋餐飲股份有限公司への出向社員1名を含んでおりません。
4. 上記、従業員数には契約社員30名、工場限定社員9名を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社商工組合中央金庫	1,810,570千円
株式会社三井住友銀行	1,379,150
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,069,518
株式会社みずほ銀行	866,822
農林中央金庫	461,200
信金中央金庫	169,060
三井住友信託銀行株式会社	111,940

- (注) 「株式会社三菱東京UFJ銀行」は、平成30年4月1日付で、商号変更により「株式会社三菱UFJ銀行」となっております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 70,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,063,968株
- ③ 株主数 44,732名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
瓦葺利夫	3,846,700株	20.19%
有限会社テイケイ	2,979,441	15.63
有限会社トゥール	1,830,000	9.60
瓦葺一利	936,500	4.91
瓦葺香	744,372	3.91
株式会社商工組合中央金庫	518,400	2.72
株式会社SMB C信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	311,000	1.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	205,100	1.08
松屋社員持株会	197,989	1.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	181,100	0.95

（注）持株比率は自己株式（7,400株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	瓦 葺 利 夫	
代表取締役社長	瓦 葺 一 利	商品本部長 株式会社エム・エル・エス代表取締役
専務取締役	丹 沢 紀 一 郎	経営管理本部長兼財務経理部長兼人事総務 部長兼シェアードサービスセンター長
取 締 役	薄 井 芳 人	生産物流本部長兼物流部長兼嵐山工場長兼 富士山工場長 青島松屋商貿有限公司董事長
取 締 役	大 蔵 達 也	店舗開発本部長兼店舗開発部長 Matsuya Foods USA, Inc. Director Matsuya International, Inc. Director Matsuya New York, Inc. Director
取 締 役	藤 原 英 理	あおば社会保険労務士法人代表社員
常 勤 監 査 役	鈴 木 治 夫	
監 査 役	藤 ノ 木 清	公認会計士藤ノ木事務所
監 査 役	濱 洲	特定非営利活動法人新現役ネット事務総長

- (注) 1. 取締役のうち藤原 英理氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち藤ノ木 清氏及び濱 洲氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役藤ノ木 清氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 事業年度中における取締役の役職及び主な担当の変更は、以下のとおりであります。

平成29年4月1日付の変更内容

氏 名	旧役職及び主な担当	新役職及び主な担当
小松崎 克 弘	専務取締役 内部監査部長兼経営 企画部長兼品質保証部長兼シェア ードサービスセンター長	専務取締役 経営企画部長兼品質 保証部長兼シェアードサービスセ ンター長

平成29年6月27日付の変更内容

氏 名	旧役職及び主な担当	新役職及び主な担当
鈴 木 治 夫	専務取締役 店舗開発担当	常勤監査役
丹 沢 紀 一 郎	常務取締役 経営管理本部長兼財 務経理部長兼人事総務部長	専務取締役 経営管理本部長兼財 務経理部長兼人事総務部長

平成29年10月1日付の変更内容

氏名	旧役職及び主な担当	新役職及び主な担当
小松崎 克弘	専務取締役 経営企画部長兼品質保証部長兼シェアードサービスセンター長	専務取締役 経営企画部長兼シェアードサービスセンター長

平成30年3月1日付の変更内容

氏名	旧役職及び主な担当	新役職及び主な担当
丹沢 紀一郎	専務取締役 経営管理本部長兼財務経理部長兼人事総務部長	専務取締役 経営管理本部長兼財務経理部長兼人事総務部長兼シェアードサービスセンター長

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼務の状況
緑川 源治	平成29年6月27日	任期満了	取締役副会長
西村 信夫	平成29年6月27日	任期満了	常勤監査役
小松崎 克弘	平成30年2月28日	辞任	専務取締役 経営企画部長兼シェアードサービスセンター長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

④ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (1)	207,130千円 (3,630)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	20,589 (4,884)
合 計	13	227,719

- (注) 1. 平成16年7月より、使用人兼務取締役の使用人分給与を廃止しておりますので、全額役員報酬としております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月22日開催の第31期定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月22日開催の第31期定時株主総会において年額35,000千円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役藤原 英理氏は、あおば社会保険労務士法人代表社員を兼務しております。なお、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

監査役藤ノ木 清氏は、公認会計士藤ノ木事務所と兼務しております。なお、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

監査役濱 洲氏は、特定非営利活動（NPO）法人新現役ネットの事務総長を兼務しております。なお、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における取締役会には、藤原 英理取締役が12回中12回、藤ノ木 清監査役が12回中12回、濱 洲監査役が12回中11回出席し、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するため、客観的及び中立的立場から適宜発言し意見等を述べております。

当事業年度における監査役会には、藤ノ木 清監査役が12回中12回、濱 洲監査役が12回中11回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回実施されております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32,000千円
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおり
であります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保す るための体制

イ. 企業としての基本的な倫理観を定めた「松屋フーズグループ倫理綱
領」及び不祥事の発生を未然に防ぎ、健全な企業行動を促進しさまざま
なステークホルダーから信頼される企業風土を醸成するために「松屋フ
ーズグループ行動基準」を制定し、法令・社内規程の遵守及び社会規範
の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。

なお、「松屋フーズグループ倫理綱領」及び「松屋フーズグループ行
動基準」についてとりまとめた「コンプライアンスの手引き」を全役職
員が閲覧できる体制をつくり、コンプライアンスのための教育ツールと
して活用しております。

ロ. コンプライアンスの取り組みについては、法務担当グループにおいて、
松屋フーズグループ全体を横断的に統括することとし、定期的にコンプ
ライアンス・プログラムを策定し、それを実施しております。

ハ. コンプライアンスに反する行為及びコンプライアンスに反する疑いの
ある行為等について、従業員等が直接、相談・通報する手段としてのホ
ットライン（ホイッスルテレフォン）を法務担当グループに設置・運営
しております。

なお、従業員・取引先等からの相談・通報の適正な処理に関する仕組
みを定めた「通報者保護規程」を制定しております。

ニ. 今後、既に制定している「綱領」、「基準」及び「規程」の厳格な運
用と監視を含めた管理体制等の整備を推進してまいります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または
電磁的媒体等（以下、文書等という）に記録し保存しております。取締
役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるようにしてありま
す。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- イ. 松屋フーズグループにおいて発生しうる各種リスクについて、発生を防止する管理体制の整備及び発生した各種リスクへの適切な対応を定めた「リスク管理規程」を制定しており、松屋フーズの取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置（事務局を法務担当グループに置く）して、リスク管理に関する方針の策定及び体制の整備等松屋フーズグループの全社的対応を行っております。
- ロ. 松屋フーズの各部及びグループ各社を単位とする部門の長が、それぞれ部門内のリスク管理責任者としてリスク管理を行っております。
- ハ. 松屋フーズグループの信用販売等により生ずる貸倒れ等を未然に防止する、もしくは最小限に抑え、経営の健全性が損なわれないようにするため、新規の取引開始及び債権の管理等について「与信管理規程」を制定しております。
- ニ. 今後、既に制定している「規程」及び既に設置している「委員会」の厳格な運用と監視を含めたリスク管理体制等の整備を推進してまいります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 自立的なコーポレート・ガバナンスの強化とスピード重視の効率的な職務執行のため、取締役会等の事前に重要事項を審議する場として、「経営戦略会議」を定期的及び必要な都度開催しております。この「経営戦略会議」には、原則として全取締役が出席し、月次実績のレビューや取締役会決議事項のうち事前審議が必要な事項、中期経営計画に関する事項、新規事業及び投資案件等について集中的に審議を行っております。
- ロ. 店舗・本部・工場・物流センター・グループ各社を結ぶブロードバンドによる全社ITネットワーク網を構築し、ITネットワークを駆使したイントラネットシステムMKC-Plaza (Matsuya Knowledge Collaboration Plaza) を立ち上げ、情報の共有化と各セクションの連携をより強力なものにしており、メール、掲示板、文書管理及びワークフロー機能（電子稟議システム）を活用することで、取締役の職務の執行を含めた事務の効率化を図っております。
- ハ. 今後も、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制整備を推進してまいります。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

松屋フーズグループ全体の内部統制に関する担当部署を内部監査部とし、グループ各社における内部統制体制の構築及び実効性を高めるための諸施策を立案するとともに、必要に応じグループ各社への指導・支援等を実施しております。また、当社の主要部門長及び監査役が子会社の取締役、監査役にそれぞれ就任することで、取締役等の職務の執行が効率的かつ牽制機能が働く体制を構築しております。なお、松屋フーズグループでは、「松屋フーズグループ倫理綱領」及び「松屋フーズグループ行動基準」を基に、法令・社内規程の遵守及び社会規範の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。

⑥ 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査部長等の指揮命令を受けないものとしております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

松屋フーズグループの取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、松屋フーズグループに重大な影響を及ぼす事項等をすみやかに報告する体制を整備しております。なお、従業員・取引先等からの相談・通報の適正な処理に関する仕組みを定めた「通報者保護規程」を制定しており、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制を構築しております。

- ⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役会と取締役社長との定期的な意見交換会を設定しております。
 - ロ. 役職員の監査役監査に対する理解を深めるとともに、監査役監査の環境整備を推進してまいります。
 - ハ. 監査役監査の実施に当たり、監査役が必要と認める場合は公認会計士や弁護士等の外部専門家の意見を拝聴することとしております。これら監査役監査において生じる費用又は債務は、会社が負担いたします。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動にも障害となる反社会的勢力及び団体に対しては、断固として対決し、常に「利用しない」「金をださない」「恐れない」「交際しない」を基本原則として毅然とした態度で臨んでまいります。
 - ロ. 対応統括部署を総務担当グループ、不当要求防止責任者を総務担当部長とし、お客様相談室、法務担当グループを整備するとともにマニュアルを作成し、それらに基づき全社一丸となって対応してまいります。また、警察及び（財）暴力団追放運動推進センター主催の講習会等に参加し情報収集に努めてまいります。なお、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について「コンプライアンスの手引き」に記載し、全役職員が閲覧できる体制をつくり、教育ツールとして活用しております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、取締役会において決議された「内部統制構築のための基本方針及びその体制等」に基づき、体制の整備・運用を実施しております。

① 取締役の職務執行について

定時取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて適宜開催し、取締役会規程に定めた事項等、経営に関する重要事項等を決議しております。さらに、自律的なコーポレート・ガバナンスの強化と迅速かつ効率的な職務執行のため、経営戦略会議を必要な都度開催しており、重要案件について集中的に審議するなど、業務執行の適正性及び効率性等を確保しております。また、情報の管理及び保存は、関連規定に基づき適切に管理することとし、必要に応じて閲覧できるようにしております。

② 監査役の職務執行について

監査役は取締役会に原則毎回出席し、意見を述べております。さらに監査役会を適宜開催し、職務執行状況の監視を行う等、監査体制の充実を図っております。また、取締役社長や会計監査人及び内部監査部門等と必要に応じ情報交換等を行っており、取締役の職務執行及び内部統制の運用状況等を確認しております。なお、監査役の職務執行により生じる費用等は適切に精算しております。

③ 当社子会社における業務の適正の確保について

当社では、当社の主要部門長及び監査役が子会社の取締役、監査役にそれぞれ就任しており、当社子会社における重要事項を把握できる体制を整備し、管理しております。また、必要に応じて指導及び支援等を実施し、業務の適正性を確保しております。

④ コンプライアンス及びリスク管理について

当社では、「松屋フーズグループ倫理綱領」及び「松屋フーズグループ行動基準」についてとりまとめた「コンプライアンスの手引き」を全役職員が閲覧できる体制を整備し、従業員教育に組み入れた「コンプライアンス教育」を実施しております。さらに、通報者保護規定を制定し、コンプライアンスに関して従業員等が直接相談・通報する仕組みを構築し、運用しております。また、松屋フーズグループにおいて発生しうる各種リスクへの適切な対応を定めた「リスク管理規程」を制定し、必要に応じ取締役社長を委員長とした「リスク管理委員会」を開催し、全社的対応を実施しております。

⑤ 反社会的勢力排除について

当社では、「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関と連携して反社会的勢力排除に向けた体制強化を図っております。また、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を「コンプライアンスの手引き」に記載し、全役職員が閲覧できる体制を整備して教育ツールとして活用しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、将来の事業展開や経営基盤強化のための内部留保に留意しながら、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。また、内部留保金は新規出店や既存店改装等の設備投資に重点配分して、競争力を維持拡大させてまいります。

当事業年度の配当金につきましては、安定配当という基本方針を継続し、従来と同水準の普通配当1株当たり24円（中間配当12円）として実施する予定であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。なお、当事業年度の中間配当につきましては、平成29年10月31日開催の取締役会で決議されております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,986,422	流 動 負 債	12,959,943
現金及び預金	8,813,683	買掛金	1,888,179
受取手形及び売掛金	763,442	短期借入金	89,270
商品及び製品	454,714	一年内返済予定の長期借入金	2,768,526
原材料及び貯蔵品	2,374,624	未払金	4,117,933
繰延税金資産	455,386	未払法人税等	1,164,843
その他	1,124,570	賞与引当金	909,943
固 定 資 産	44,322,338	その他	2,021,248
有形固定資産	29,145,358	固 定 負 債	6,269,851
建物及び構築物	15,068,023	長期借入金	3,095,904
機械装置及び運搬具	1,062,982	資産除去債務	1,148,591
工具、器具及び備品	1,577,829	役員退職慰労引当金	581,100
土地	9,279,386	リース債務	1,243,352
リース資産	1,731,526	その他	200,903
建設仮勘定	425,609		
無形固定資産	221,627	負 債 合 計	19,229,794
ソフトウェア	183,033	純 資 産 の 部	
その他	38,593	株 主 資 本	39,135,132
投資その他の資産	14,955,352	資本金	6,655,932
投資有価証券	72,056	資本剰余金	6,963,144
敷金及び保証金	12,279,707	利益剰余金	25,531,282
長期前払費用	443,060	自己株式	△15,227
店舗賃借仮勘定	190,096	その他の包括利益累計額	△56,165
繰延税金資産	922,530	その他有価証券評価差額金	875
投資不動産	511,591	為替換算調整勘定	△57,041
その他	546,012		
貸倒引当金	△9,703	純 資 産 合 計	39,078,966
資 産 合 計	58,308,760	負 債 ・ 純 資 産 合 計	58,308,760

連結損益計算書

(自 平成29年 4月 1日)
(至 平成30年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	93,006,081
売上原価	30,285,223
売上総利益	62,720,858
販売費及び一般管理費	58,601,328
営業利益	4,119,529
営業外収益	
受取利息	24,241
受取配当金	10,434
受取賃貸料	250,932
協賛金収入	128,742
その他	175,306
	589,657
営業外費用	
支払利息	57,358
賃貸費用	228,180
その他	48,422
	333,961
経常利益	4,375,225
特別利益	
固定資産売却益	51
収用補償金	5,843
受取補償金	283
固定資産受贈益	1,714
	7,892
特別損失	
固定資産売却損	1,875
固定資産除却損	11,633
店舗閉鎖損失	14,278
減損損失	259,845
和解金	1,034
その他	1,094
	289,762
税金等調整前当期純利益	4,093,356
法人税、住民税及び事業税	1,616,387
法人税等調整額	96,116
	1,712,503
当期純利益	2,380,852
親会社株主に帰属する当期純利益	2,380,852

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年 4月 1日)
(至 平成30年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成29年 4月 1日 期首残高	6,655,932	6,963,144	23,626,848	△14,493	37,231,432
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△476,418		△476,418
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,380,852		2,380,852
自己株式の取得				△734	△734
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,904,434	△734	1,903,699
平成30年 3月 31日 期末残高	6,655,932	6,963,144	25,531,282	△15,227	39,135,132

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 定	その他の包括利 益累計額合計	
平成29年 4月 1日 期首残高	447	△58,892	△58,444	37,172,987
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△476,418
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,380,852
自己株式の取得				△734
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	427	1,850	2,278	2,278
連結会計年度中の変動額合計	427	1,850	2,278	1,905,978
平成30年 3月 31日 期末残高	875	△57,041	△56,165	39,078,966

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	13,297,094	流動負債	12,811,500
現金及び預金	8,290,238	買掛金	1,818,339
売掛金	752,270	一年内返済予定の長期借入金	2,768,526
商品及び製品	454,714	未払金	4,240,246
原材料及び貯蔵品	2,260,445	未払法人税等	1,140,657
前払費用	872,993	賞与引当金	864,090
短期貸付金	2,955	未払消費税等	651,432
繰延税金資産	435,515	その他	1,328,207
その他	227,961		
固定資産	44,592,033	固定負債	6,222,027
有形固定資産	28,429,165	長期借入金	3,095,904
建物	14,263,346	資産除去債務	1,148,591
構築物	852,642	役員退職慰労引当金	568,600
機械及び装置	984,229	リース債務	1,243,352
車両運搬具	14,156	その他	165,580
工具、器具及び備品	1,567,737		
土地	8,591,316	負債合計	19,033,528
リース資産	1,731,526		
建設仮勘定	424,210	純資産の部	
無形固定資産	219,559	株主資本	38,854,723
電話加入権	16,465	資本金	6,655,932
ソフトウェア	181,949	資本剰余金	6,963,144
その他	21,145	資本準備金	6,963,144
投資その他の資産	15,943,308	利益剰余金	25,250,873
投資有価証券	72,056	利益準備金	209,276
関係会社株式	416,208	その他利益剰余金	25,041,597
関係会社出資金	228,670	土地圧縮積立金	220,140
出資金	1,702	建物圧縮積立金	83,274
長期貸付金	11,301	別途積立金	13,547,000
敷金及び保証金	12,236,500	繰越利益剰余金	11,191,182
長期前払費用	442,883	自己株式	△15,227
店舗賃借仮勘定	190,096	評価・換算差額等	875
繰延税金資産	861,950	その他有価証券評価差額金	875
投資不動産	1,131,810		
その他	359,831	純資産合計	38,855,599
貸倒引当金	△9,703		
資産合計	57,889,127	負債・純資産合計	57,889,127

損 益 計 算 書

(自 平成29年 4月 1日)
(至 平成30年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		92,289,662
売 上 原 価		30,098,483
売 上 総 利 益		62,191,179
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		58,157,843
営 業 利 益		4,033,335
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	24,009	
受 取 配 当 金	130,434	
受 取 賃 貸 料	280,350	
協 賛 金 収 入	128,742	
そ の 他	168,668	732,205
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	55,551	
賃 貸 費 用	230,976	
そ の 他	49,998	336,526
経 常 利 益		4,429,014
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
収 用 補 償 金	5,843	
受 取 補 償 金	283	
固 定 資 産 受 贈 益	1,714	7,841
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2,569	
固 定 資 産 除 却 損	11,802	
店 舗 閉 鎖 損 失	16,068	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	86,308	
減 損 損 失	253,604	
和 解 金	1,034	
そ の 他	1,094	372,482
税 引 前 当 期 純 利 益		4,064,374
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,576,926	
法 人 税 等 調 整 額	83,331	1,660,258
当 期 純 利 益		2,404,115

株主資本等変動計算書

（自 平成29年 4月 1日）
（至 平成30年 3月 31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計		
				土 地 圧 縮 積 立 金	建 物 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成29年4月1日期首残高	6,655,932	6,963,144	6,963,144	209,276	220,140	86,248	13,547,000	9,260,510	23,323,176	△14,493	36,927,760
事業年度中の変動額											
剰 余 金 の 配 当								△476,418	△476,418		△476,418
建物圧縮積立金の取崩し						△2,974		2,974	-		-
当 期 純 利 益								2,404,115	2,404,115		2,404,115
自己株式の取得										△734	△734
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△2,974	-	1,930,671	1,927,697	△734	1,926,963
平成30年3月31日期末残高	6,655,932	6,963,144	6,963,144	209,276	220,140	83,274	13,547,000	11,191,182	25,250,873	△15,227	38,854,723

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成29年4月1日期首残高	447	447	36,928,208
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△476,418
建物圧縮積立金の取崩し			-
当 期 純 利 益			2,404,115
自己株式の取得			△734
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	427	427	427
事業年度中の変動額合計	427	427	1,927,391
平成30年3月31日期末残高	875	875	38,855,599

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

株式会社 松屋フーズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井上 隆 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐々田 博 信 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社松屋フーズの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松屋フーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

株式会社 松屋フーズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井上 隆 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐々田 博 信 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松屋フーズの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は持株会社体制に移行するため、平成30年4月16日の取締役会において吸収分割を行うことを決議し、4月24日に分割準備会社を設立し、4月25日に吸収分割契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月14日

株式会社 松屋フーズ 監査役会

常勤監査役 鈴木 治 夫 ㊟

社外監査役 藤ノ木 清 ㊟

社外監査役 濱 洲 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、将来の事業展開や経営基盤強化のための内部留保に留意しながら、安定配当を継続することを基本とし、業績並びに今後の事業展開等を勘案して配当を行うことを方針としています。

当期の期末配当につきましては、普通配当12円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は228,678,816円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 吸収分割契約承認の件

当社と当社の100%子会社である株式会社松屋フーズ分割準備会社（以下「承継会社」といいます）とは、平成30年10月1日を効力発生日として、当社の営む「松屋」「松のや」等の飲食事業全般及び周辺業務（以下「本事業」という。）に関する事業を分割承継会社に承継させる吸収分割契約（以下「本件分割」といいます。）を行うことに同意のうえ、かかる会社分割のための吸収分割契約を締結いたしました。

本議案は、本件分割に係る吸収分割契約書の内容について、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

1. 吸収分割を行う理由

当社グループは、「みんなの食卓でありたい」を経営スローガンに掲げ、「本物の美味しさを、厳選された安全・安心な食材を使い、価値観の高い商品をすべてのお客様にご提供する」ことを原点にQSC（Quality商品の品質、Serviceサービス、Cleanliness清潔さ）の磨きこみを続けながら各店舗それぞれ地域一番店を目指し邁進してまいりました。今後も国内基盤をさらに強固なものとするべく、主力の牛めし・カレー・定食専門店「松屋」、とんかつ専門店「松のや」の2本柱を中心に持続的な成長を実現することに加え、新業態の開発や海外展開、M&Aを進めるなど積極的な業容拡大に向けて挑戦を継続し、グローバル企業へと成長してまいりたいと考えております。

一方、当社グループを取り巻く経営環境は、少子高齢化等の社会問題や、外食企業に加え中食企業との競争も激化し一層厳しさを増しております。そのような中で、経営効率を高めながら市場環境の変化に柔軟に対応できる体制の構築、各事業における経営責任の明確化、次世代経営人材の育成を推進するなどが必要であると考え、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

当社は、持株会社体制への移行後も引き続き上場企業として維持するとともに、グループ全体の経営戦略の立案、経営資源の最適配分、ガバナンスの強化に取り組み、グループ全体の企業価値向上を目指して参ります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

株式会社松屋フーズ（以下「甲」という。）と株式会社松屋フーズ分割準備会社（以下「乙」という。）は、甲の営む「松屋」「松のや」等の飲食事業全般及び周辺業務（以下「本事業」という。）に関する事業を分割し、乙に継承させる吸収分割（以下「本分割」という。）に関し、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事会社の商号及び住所）

本分割に係る吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

（商号） 株式会社松屋フーズ

（本店） 東京都武蔵野市中町1-14-5

(2) 吸収分割承継会社（乙）

（商号） 株式会社松屋フーズ分割準備会社

（本店） 東京都武蔵野市中町1-14-5

第2条（割当交付する株式）

乙は、本分割に際し、普通株式1,600株を新たに発行し、そのすべてを甲に対して割り当て、交付する。

第3条（資本金及び準備金の額に関する事項）

乙が本分割により増加すべき資本金等の取り扱いは、次のとおりとする。ただし、効力発生日における分割会社の資産及び負債の状況等により、甲と乙とが協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

(1) 増加する資本金の額 0円

(2) 増加する資本準備金の額 0円

(3) 増加する利益準備金の額 0円

第4条（承継する権利義務）

1. 乙は、本分割により、別紙「承継権利義務明細表」に記載した資産、負債、契約その他の権利義務を甲より承継する。

2. 乙が甲から承継する資産及び負債の評価は、「平成29年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本分割の効力発生日までの増減を加味して確定する。

3. 本条に基づく甲から乙への債務承継に関しては、重疊的債務引受の方法による。ただし、甲乙間の債務の負担者は乙とし、当該承継債務について、甲がその履行その他の負担をしたとき、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができるものとする。

第5条（承認総会）

甲及び乙は本契約書につき承認を得るため、平成30年6月30日までにそれぞれの承認機関の承認決議を得るものとする。

第6条（効力発生日）

甲及び乙間の本分割の効力発生日は、平成30年10月1日とする。但し、本分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ変更することができる。

第7条（善管注意義務）

甲乙は本契約締結後効力発生日までの間、それぞれの事業を善良な管理者の注意義務をもって継続し、一切の財産を管理するとともに、通常の業務執行に伴うものを除き、相手方の承諾なくしてこれらの事業及びこれに属する財産に変更を加えないものとする。

第8条（条件変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲または乙の資産状態または経営状態に重大な変更を生じたとき、または隠れた重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議して本契約を解除し、または本分割の条件その他本契約の内容を変更することが出来る。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに第5条に定める甲の株主総会の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めたもののほか、本分割につき必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従い甲乙各代表者協議の上、これを決定するものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保持する。

平成30年4月25日

住所 東京都武蔵野市中町1-14-5
(甲) 会社名 株式会社松屋フーズ
代表取締役 瓦葺 一利

住所 東京都武蔵野市中町1-14-5
(乙) 会社名 株式会社松屋フーズ分割準備会社
代表取締役 瓦葺 一利

別紙 承継権利義務明細表

1. 資産

本事業に属する現金、当座預金、普通預金、売掛金、原材料、その他の流動資産、建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、工具器具備品、リース資産、土地、敷金及び保証金、その他固定資産

2. 負債

本事業に属する買掛金及び固定負債、未払金、リース債務、資産除去債務、その他の流動負債及び固定負債

3. 従業員の承継等

- (1) 乙は、本分割効力発生日において甲の営む本事業の運営に係わる甲の従業員（正社員、嘱託社員、契約社員、パート社員、アルバイト等を含む）を、乙の従業員として引き継ぐものとする。但し、管理事業に関する事業部門等に在籍している従業員に係る雇用契約上の地位を除く。
- (2) 乙は、前号の従業員と甲との間の労働契約を引き継ぐものとし、勤続年数については、甲における年数を通算する。
- (3) その他細目については、関係法令に従い甲乙協議して決める。

4. 知的財産権等

必要と認められる知的財産権等

5. 雇用契約以外の契約上の地位

取引基本契約、業務委託契約、保険契約、賃貸借契約、リース契約その他本事業に属する一切の契約に係る契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務。但し、これらの契約のうち、甲の本事業以外の事業にも関わる契約については、本事業に関わる部分についてのみ承継される。

6. 許認可等

本分割効力発生日において甲が本事業に関し取得している一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。

7. その他

上記1項から6項に記載の分割承継が困難な契約上の地位などの一部については承継対象から除く。

3. 分割対価に関する事項

(1) 分割対価の定め相当性

承継会社は、本分割に際し、普通株式1,600株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割り当て交付します。承継会社は当社の100%子会社であるため、本件吸収分割により当社に割り当て交付される株式の数によって当社と承継会社の間の実質的な関係に差異を生ずるものではありませんが、当社および承継会社の今後の資本政策その他諸般の事情を勘案し、両者で協議の上で上記のとおり決定したものであり、承継会社が発行する株式の数は、相当な数であると判断しております。

(2) 資本金等の定め相当性

本件吸収分割による承継会社の資本金及び準備金の増加額は、次のとおりです。承継会社が本件吸収分割により当社から承継する権利義務の内容、並びに本件吸収分割後における承継会社の事業の内容及び規模に照らし決定したものであり、承継会社の資本金及び準備金の増加額は、相当な額であると判断いたしました。

- ① 資本金の増加額： 0円
- ② 資本準備金の増加額： 0円
- ③ 利益準備金の増加額： 0円

(3) 新株予約権の定め相当性

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 承継会社の成立時に係る計算書類等

承継会社は平成30年4月24日に成立した会社であるため、確定最終事業年度はありません。同社の成立の日現在における貸借対照表の内容は次のとおりです。

科目	金額	科目	金額
(資産の部) 現預金	90百万円	(純資産の部) 資本金	90百万円
資産合計	90百万円	負債・純資産合計	90百万円

(2) 承継会社の成立後生じた重要な事項

該当事項はありません。

(3) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な事項

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されることを条件とし、平成30年10月1日をもって持株会社体制に移行する予定であります。

これに伴い、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）の一部を変更し、併せて平成30年10月1日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総 則 （商号）	第1章 総 則 （商号）
第1条 当社は、株式会社松屋フーズと称し、英文では <u>MATSUYA FOODS CO., LTD</u> と表示する。	第1条 当社は、株式会社松屋フーズホールディングスと称し、英文では <u>MATSUYA FOODS HOLDINGS CO., LTD</u> と表示する。
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第2条 （現行のとおり）
1. ～11.（条文省略） （新 設）	1. ～11.（現行のとおり） 12. <u>クリーニング業</u> 13. <u>リネンサプライ業</u> 14. <u>衛生用品の売買</u> 15. <u>内装仕上げ工事・管工事の設計並びに施工</u> 16. <u>建物の維持管理業務</u> 17. <u>福利厚生業務、保険事務の処理業務及び福利厚生施設の維持管理に関する業務</u> 18. <u>給与計算代行業務</u> 19. <u>帳簿の記載、文書管理等の総務事務及び情報システムの管理運営に関する業務</u> 20. <u>各号に附帯する一切の事業</u>
12.（条文省略） （新 設）	2. <u>当社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u>
第3条～第33条 （条文省略） （新 設）	第3条～第33条 （現行のとおり） （附則）
	第34条 <u>第1条、第2条の変更は、平成30年10月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u>

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、取締役小松崎克弘氏は、平成30年2月28日付で辞任により退任しておりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	かわら ぶき とし お 瓦 葺 利 夫 (昭和16年5月5日生)	昭和50年10月 有限会社松屋商事設立 代表取締役社長 昭和55年1月 株式会社松屋商事に会社組織を変更 代表取締役社長 昭和56年3月 株式会社松屋食品設立 代表取締役社長 昭和63年4月 株式会社松屋商事と株式会社松屋食品との合併により株式会社松屋商事 代表取締役社長 平成元年6月 株式会社松屋フーズ（株式会社松屋商事より商号変更） 代表取締役社長 平成19年6月 当社代表取締役社長兼商品本部長 平成21年6月 当社代表取締役会長（現任）	3,846,700株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社の創業者で、高い経営理念を掲げ強いリーダーシップで会社を牽引してきた実績と、経営への幅広い知見を有していることから、取締役候補者といたしました。</p>			
2	かわら ぶき かず とし 瓦 葺 一 利 (昭和51年1月10日生)	平成13年2月 株式会社東食（現 株式会社カーギルジャパン）入社 平成18年6月 当社入社 平成23年4月 当社財務経理部長 平成23年6月 当社執行役員財務経理部長 平成24年5月 当社執行役員経営管理本部長付 （官民人事交流制度により農林水産省へ出向） 平成25年5月 当社執行役員商品部長 平成25年6月 当社取締役商品部長兼国際事業部長 平成26年4月 当社取締役商品本部長兼商品部長兼商品開発部長 平成27年6月 当社常務取締役商品本部長兼商品部長兼商品開発部長 平成28年6月 当社代表取締役社長兼商品本部長 （現任） （重要な兼職の状況） 株式会社エム・エル・エス 代表取締役社長	936,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社の商品、営業、工場、財務の主要部門内で培ってきた経験と実績から経営全般を掌握し、成長志向の経営に取り組んでいることから、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	たんざわ きいちろう 丹 沢 紀 一 郎 (昭和29年2月11日生)	昭和54年4月 商工組合中央金庫(現株式会社 商工組合中央金庫)入庫 平成25年6月 当社入社執行役員財務経理部長兼 人事担当部長 平成26年4月 当社執行役員経営管理本部副本 部長兼財務経理部長兼人事総務部長 平成26年6月 当社取締役経営管理本部副本 部長兼財務経理部長兼人事総務部長 平成27年6月 当社常務取締役経営管理本部副 本部長兼財務経理部長兼人事総務部 長 平成27年12月 当社常務取締役経営管理本部副 本部長兼財務経理部長兼人事総務部 長兼シェアードサービスセンター 長 平成28年4月 当社常務取締役経営管理本部長兼 財務経理部長兼人事総務部長 平成29年6月 当社専務取締役経営管理本部長兼 財務経理部長兼人事総務部長 平成30年3月 当社専務取締役経営管理本部長兼 財務経理部長兼人事総務部長兼シ ェアードサービスセンター長 平成30年4月 当社専務取締役経営管理本部長兼 財務経理部長兼人事部長(現任)	300株
【取締役候補者とした理由】 当社において、長く人事・財務部門に携わり、現在は専務取締役として当社経営を担 っており、豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当 社 における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
4	うす い よし と 薄 井 芳 人 (昭和37年8月11日生)	昭和59年9月 当社入社 平成13年4月 当社商品開発部長 平成17年1月 当社中国駐在員事務所長 平成19年4月 当社商品開発部長兼中国駐在員事務所長 平成19年6月 当社取締役商品本部副本部長兼商品開発部長 平成21年4月 当社取締役商品本部副本部長兼商品開発部長兼新規事業部長 平成21年6月 当社取締役商品本部部長兼商品開発部長兼新規事業部長 平成22年4月 当社取締役商品本部部長兼商品開発部長 平成22年6月 当社取締役商品本部部長兼商品開発部長兼製造部長 平成22年10月 当社取締役商品開発部長兼製造部長 平成23年4月 当社取締役商品本部部長兼商品開発部長兼製造部長 平成26年4月 当社取締役生産物流本部長兼生産物流部長 平成27年4月 当社取締役生産物流本部長兼生産管理部長兼物流部長兼環境事業推進部長兼嵐山工場長兼富士山工場長 平成27年10月 当社取締役生産物流本部長兼生産管理部長兼環境事業推進部長兼嵐山工場長兼富士山工場長 平成27年12月 当社取締役生産物流本部長兼物流部長兼環境事業推進部長兼嵐山工場長兼富士山工場長 平成28年4月 当社取締役生産物流本部長兼物流部長兼嵐山工場長兼富士山工場長 平成30年4月 当社取締役生産物流本部長兼嵐山工場長兼富士山工場長兼エンジニアリング部長 平成30年6月 当社取締役生産物流本部長兼富士山工場長兼エンジニアリング部長 (現任) (重要な兼職の状況) 青島松屋商貿有限公司董事長	300株
【取締役候補者とした理由】 当社において、長く生産物流部門に携わり、製造物流に精通し、かつ営業部門を含めた豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	おおくら たつや 大蔵達也 (昭和36年12月30日生)	昭和60年3月 当社入社 平成12年12月 当社営業企画部長 平成14年4月 当社営業二部長 平成16年1月 株式会社エム・ピー・アイ出向部長 平成19年4月 当社営業推進企画部長 平成21年4月 当社営業推進企画部長兼牛めし事業一部長 平成22年6月 当社取締役営業推進企画部長兼牛めし事業一部長 平成24年4月 当社取締役営業本部長兼営業推進企画部長兼牛めし事業一部長 平成24年10月 当社取締役営業本部長兼営業推進企画部長 平成26年4月 当社取締役営業本部長 平成28年4月 当社取締役店舗開発本部長兼店舗開発部長(現任) (重要な兼職の状況) Matsuya Foods USA, Inc. Director Matsuya International, Inc. Director Matsuya New York, Inc. Director	2,800株
【取締役候補者とした理由】 当社において、長く営業部門に携わり、現在は取締役店舗開発本部長を務めるなど、豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者いたしました。			
6	ふじ わら えり 藤原英理 (昭和36年8月7日生)	昭和62年4月 中外製薬株式会社入社 平成12年4月 野村證券株式会社入社 平成16年8月 あおば社会保険労務士法人設立 代表社員就任(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) あおば社会保険労務士法人代表社員	—
【社外取締役候補者とした理由】 あおば社会保険労務士法人で代表社員としての経営経験もあり、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また当社は、今後の当社の事業拡大にあたって、女性の経営視点を取り込む必要性を感じており、藤原氏の豊富な経験と見識を活かして、ご助言をいただくため、引き続き取締役候補者として適任と判断いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 瓦葺利夫氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 藤原英理氏は、社外取締役候補者であります。
4. 藤原英理氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、藤原英理氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、藤原英理氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、藤原英理氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりません。

第5号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役濱洲氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
たか なし ひろ き 高 梨 宏 樹 (昭和30年10月29日生)	昭和54年4月 キリンビール株式会社入社 平成13年3月 キリンヨーロッパGmbH社長 平成22年3月 メルシャン株式会社取締役常務執行役員 平成23年3月 メルシャン株式会社取締役専務執行役員 (重要な兼職の状況) 株式会社ヨネイ 社外監査役	—
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、大手飲料メーカーで経営に携わり、また現場での豊富な経験もあり、当社事業と関連の高い分野における専門的な知識も有していることから、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 高梨宏樹氏は、新任の候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 高梨宏樹氏は、社外監査役候補者であります。
4. 高梨宏樹氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
5. 高梨宏樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
<p>すずき かずのり 鈴木 和憲 (昭和30年4月23日生)</p>	<p>昭和54年3月 中央大学法学部卒業 平成元年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成10年4月 中央大学法学部特別講師 平成14年1月 「シグマ麹町法律事務所」設立 (現任) 平成19年4月～平成20年3月 第一東京弁護士会副会長 平成25年4月～平成26年3月 日本弁護士連合会常務理事</p>	<p>—</p>
<p>【補欠の社外監査役候補者とした理由】 鈴木和憲氏は、弁護士として長年培われた法律知識を、社外監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。鈴木和憲氏は、企業経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営に統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役に就任された場合、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 鈴木和憲氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 鈴木和憲氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 鈴木和憲氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
4. 鈴木和憲氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任された場合には、独立役員として指定する予定であります。

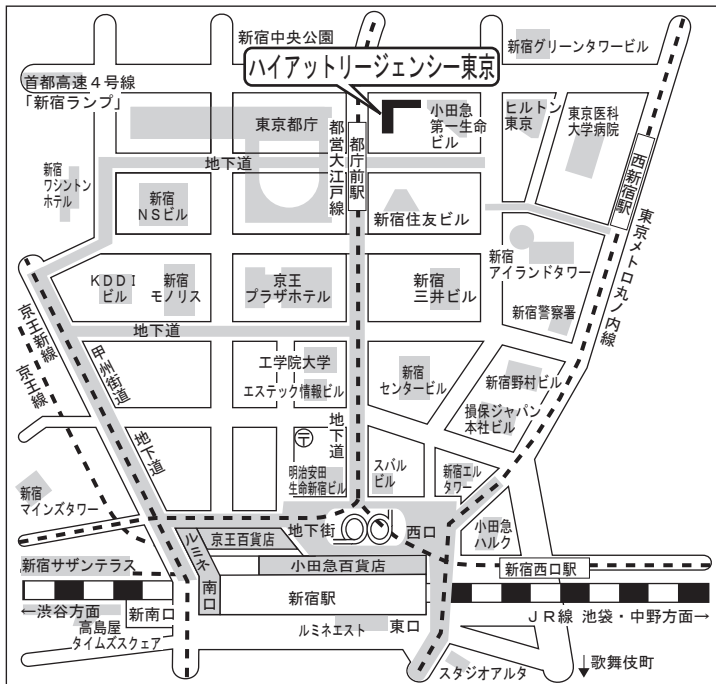
以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 B1階 宴会場「桃山」



交通のご案内

- ◇ 都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」（A7出口C4連絡通路経由）徒歩約1分
- ◇ 東京メトロ丸の内線「西新宿駅」から徒歩約4分
- ◇ JR各線・京王線・小田急線「新宿駅」（西口）から徒歩約9分

駐車場・駐輪場のご用意はいたしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮
下さいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解
下さいますようお願い申し上げます。